

令和7年度

定期監査及び行政監査結果報告書

令和8年2月

瀬戸内市監査委員



本報告書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第 9 項の規定により瀬戸内市議会、瀬戸内市長、瀬戸内市教育委員会に提出するものである。

また、同条第 10 項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和8年2月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫  
同 河 本 裕 志



# 目 次

ページ

## 定期監査及び行政監査結果報告

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	1
第 5	監査の主な実施内容	1
第 6	監査の実施場所及び日程	2
第 7	監査の報告基準	3
1	監査結果の処理区分	3
2	報告等の表現方法	3
第 8	監査の結果	4
1	監査の実施状況	4
2	監査の結果の概要	4
3	指摘事項	7
(1)	法令等に違反していると認められるもの	7
(2)	その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの	24
4	指導事項	32
(1)	効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの	32
(2)	その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの	36

## 定期監査及び行政監査結果報告書添付意見

第 1	意見に至る経緯	39
第 2	監査委員の意見	41

(注) 報告書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

1 本文及び図表中の比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「—」 . . . . . 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「△」 . . . . . 負数

3 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、瀬戸内市を表示していない。

(例) 瀬戸内市会計規則 (平成16年瀬戸内市規則第46号)

→瀬戸内市会計規則 (平成16年規則第46号)

# 定期監査及び行政監査結果報告

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）  
行政監査（同条第2項の規定による監査）

## 第3 監査の対象

議会事務局  
出納室  
総務部 総務課、契約管財課、財政課、DX戦略室  
総合政策部 秘書広報課  
市民部 市民課、国保年金医療給付課  
福祉部 トータルサポートセンター  
こども・健康部 こども家庭課  
産業建設部 建設課、文化観光課、備前長船刀剣博物館  
病院事業部 市民病院、裳掛診療所  
教育委員会 総務学務課、牛窓東小学校、牛窓西小学校、牛窓北小学校、  
牛窓中学校、牛窓東幼稚園、邑久・牛窓学校給食調理場

## 第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性等及び地方自治法第2条第14項の規定（住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない）に則しているか。

## 第5 監査の主な実施内容

実査、確認、証憑<sup>ひょう</sup>突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	対象部局・部署	実施場所	
令和7年11月12日(水)	教育委員会	牛窓東小学校	牛窓東小学校
		牛窓中学校	牛窓中学校
		牛窓東幼稚園	牛窓東幼稚園
		備前長船刀剣博物館	備前長船刀剣博物館
11月17日(月)	総務部	財政課	市役所本庁
	こども・健康部	こども家庭課	〃
	総務部	契約管財課	〃
	総合政策部	秘書広報課	〃
11月18日(火)	教育委員会	牛窓北小学校	牛窓北小学校
		総務学務課	牛窓支所
		牛窓西小学校	牛窓西小学校
	病院事業部	裳掛診療所	裳掛診療所
	産業建設部	文化観光課	市役所本庁
11月21日(木)	病院事業部	市民病院	市民病院
	福祉部	トータルサポートセンター	瀬戸内市総合福祉センター
	教育委員会	邑久・牛窓学校給食調理場	邑久・牛窓学校給食調理場
	産業建設部	建設課	市役所本庁
	総務部	総務課	〃
11月22日(金)	市民部	市民課	市役所本庁
		国保年金医療給付課	〃
	総務部	DX戦略室	〃
	出納室		〃
	議会事務局		〃

## 第7 監査の報告基準

### 1 監査結果の処理区分

監査委員は、瀬戸内市監査結果の処理区分基準（令和2年監査委員告示第3号）において、監査の統一的判断を期すため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

#### (1) 指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

#### (2) 指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

#### (3) 勧告

監査結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

### 2 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

## 第8 監査の結果

### 1 監査の実施状況

令和7年度の監査対象として、10部局23部署を選定した。そして、監査期間は、令和7年10月2日から令和8年2月10日までとなっている。

定期監査及び行政監査は、全庁的な重点監査事項として、①災害に対する対策状況、②工事請負費の状況、③委託料の状況、④備品の状況、⑤光熱水費の使用状況、⑥地域おこし協力隊に係る補助事業、⑦現金等の取扱状況を設定し、さらに、部署ごとに例月現金出納検査時に確認が必要とされた事項に係る監査対象項目を抽出し、個別に設定した上、これらの重点監査事項に係る事務等が関係規程に基づき適正に行われているか、有効性、効率性、経済性及び合規性等の観点から適切か、最少の経費で最大の効果を挙げることが出来ているか、事務処理上改善する必要があるかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類を確認し、書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、対面によるヒアリング及び実査を実施した。

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、22部署に対し、20件の指摘、5件の指導を行った（表1参照）。

表1 過去5年間の個別事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項対象 部署数	個別事項 件数	個別事項の内訳	
				うち指摘事項 件数	うち指導事項 件数
令和3年度	24	13	14	8	6
令和4年度	28	21	12	10	2
令和5年度	24	20	13	9	4
令和6年度	25	20	16	8	8
令和7年度	23	22	25	20	5

(注) 1つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

### 2 監査の結果の概要

#### 【指摘事項 20件】

(1) 法令等に違反していると認められるもの

ア 法令等に定められた支出の方法によらず、債権者以外の者に対して立替払により支出していることは法令に違反しているもの（市民病院 7・8ページ参照）

- イ 予算の定めがないにもかかわらず、予定価格を定めた上で見積書を徴していたことは、法令に違反しているもの（備前長船刀剣博物館 9 ページ参照）
  - ウ 支出負担行為を行うにあたり、定められた時期に決議していないことは、法令等に違反しているもの（総務課 10 ページ参照）
  - エ 委託料の支払について、請求書を受領した日から 60 日以内に支払うとした契約を締結していることは、法令に違反しているもの（文化観光課 11 ページ参照）
  - オ 予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたことは法令に違反しているもの（総務課 12 ページ参照）
  - カ 資金前渡できる経費として定められていないにもかかわらず、資金前渡により支出したことは法令等に違反しているもの（国保年金医療給付課 13 ページ参照）
  - キ 委託料の随意契約にあたり、2 人以上から見積書を徴しておらず、規則に違反しているもの（総務課、こども家庭課、備前長船刀剣博物館、邑久・牛窓学校給食調理場 14・15 ページ参照）
  - ク 資金前渡による支出に係る事務処理が適正ではなく、規則に違反しているもの（市民課、国保年金医療給付課 16 ページ参照）
  - ケ 供用する備品について備品台帳が適切に整備されていないことは、規則に違反しているもの（総務課、契約管財課、DX戦略室、こども家庭課、建設課、備前長船刀剣博物館、裳掛診療所、総務学務課、牛窓西小学校、牛窓北小学校、牛窓中学校、牛窓東幼稚園 17・18 ページ参照）
  - コ 契約の給付完了時に検査し、作成しなければならないとされている検査調書を作成していないことは、規則に違反しているもの（総務課、邑久・牛窓学校給食調理場 19 ページ参照）
  - サ 納入義務者からの直接収納があるにもかかわらず現金取扱簿を備えていないことは、規則に違反しているもの（出納室、建設課、邑久・牛窓学校給食調理場 20 ページ参照）
  - シ 直接収納した現金について、規則で定める期間内に払込みを行っておらず、規則に違反しているもの（2 部署 21 ページ参照）
  - ス 文書による起案、決裁を行わないまま見積書を徴していたことは、規程に違反しているもの（総務課 22 ページ参照）
  - セ 文書自体の存在が確認できず、文書により処理がなされたか否かも不明瞭な状態となっていることは、規程に違反しているもの（こども家庭課 23 ページ参照）
- (2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
- ア 口座振替にあたり、債権者のための支出となっているか否かを十分に確認していないことは適切ではなく、是正する必要があるもの（出納室 24・25 ページ参照）
  - イ 委託事業であるとしながらも、実際には市が事業を実施していることは、適正を欠く事項で是正する必要があるもの（秘書広報課 26 ページ参照）
  - ウ 契約締結起案の決裁日より前の日付で契約を締結したことは適正ではなく、是正する必要があるもの（備前長船刀剣博物館 27 ページ参照）

- エ 補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、上限とされる条例に準じた額を旅費として交付していることは適正ではなく、是正する必要があるもの（文化観光課 28 ページ参照）
- オ 誤った歳出科目から支出していることは適正ではなく、是正する必要があるもの（総務課、建設課、邑久・牛窓学校給食調理場 29・30 ページ参照）
- カ 日付のない見積書を用いて契約を締結することは、見積りの有効性が不明瞭であることから適正ではなく、是正する必要があるもの（牛窓東幼稚園 31 ページ参照）

**【指導事項 5件】**

- (1) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
  - ア 購入した備品を7か月にわたり供用を開始していなかったことは適切ではなく、業務における物品の必要性や購入時期について、効率性、経済性の観点から検討する必要があるもの（秘書広報課 32 ページ参照）
  - イ 施設内の未使用となっている設備に係る光熱水費について、経済性、有効性の観点から検討する必要があるもの（総務学務課、牛窓中学校 33・34 ページ参照）
  - ウ 補助金等の交付にあたり、有効性の観点から、概算払いを行う必要性及びその期間分の支出を行う必要性を明確にした上で支出することについて検討する必要があるもの（文化観光課 35 ページ参照）
- (2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
  - ア 非常時に優先すべき業務の実施が可能となるよう、業務マニュアルの整備、防災対策等について検討していく必要があるもの（議会事務局、出納室、総務課、契約管財課、財政課、DX戦略室、秘書広報課、市民課、国保年金医療給付課、トータルサポートセンター、こども家庭課、建設課、文化観光課、備前長船刀剣博物館、市民病院、裳掛診療所、総務学務課、牛窓北小学校、邑久・牛窓学校給食調理場 36・37 ページ参照）
  - イ 未使用となっている郵券の有効な使用方法について、検討する必要があるもの（トータルサポートセンター、こども家庭課、建設課 38 ページ参照）

**【勧告 該当なし】**

### 3 指摘事項

#### (1) 法令等に違反していると認められるもの

##### ア 法令等に定められた支出の方法によらず、債権者以外の者に対して立替払により支出していることは法令に違反しているもの（市民病院）

地方自治法<sup>1</sup>（昭和 22 年法律第 67 号）によると、普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができないとされている。

地方公営企業法施行令<sup>2</sup>（昭和 27 年政令第 403 号）では、出納取扱金融機関が定められている場合における地方公営企業の支出は、管理者が自ら現金で支払をしてするほか、当該出納取扱金融機関を支払人とする小切手を振り出し、若しくは地方自治法第 235 条の規定により金融機関を指定していない地方公共団体の地方公営企業においては当該出納取扱金融機関をして現金で支払をさせ、又は公金振替書を当該出納取扱金融機関に交付してするものとするとして、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、管理者は当該出納取扱金融機関をして現金で支払をさせることができるとされている。

瀬戸内市病院事業会計規程<sup>3</sup>（平成 25 年病院事業管理規程第 7 号）では、事務局長は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書に基づいて支払伝票を発行して管理者の決裁を受けなければならないとされている。そして、支払を行うにあたっては、領収書と引き換えの上、現金払、隔地払、口座振替のいずれかの方法によるものとするとして、このうち現金払について、事務局長は、債権者から申出のあるときは、支払通知書により通知の上、指定金融機関に現金で支払させることができるとされている。

そこで、市民病院における令和 6 年度の支出のうち、支出負担行為決議兼支出命令書等の支払方法が「現金」とされているものについて監査したところ、市民病院は、これらは全て現金払による支出であるとしながらも、債権者から申出のあるときに、請求書に基づいて支払伝票を発行し、支払通知書により通知した上で指定金融機関に現金で支払することができると思われる現金払の手続きを行うことなく、職員が私費で支出し、それにより得た領収書と引き換えの上、領収書の発行者を債権者とした支出負担行為決議兼支出命令書を作成し、債権者ではなく職員に現金を支払う、いわゆる立替払により支出していた。

したがって、法令等に定められた支出の方法によらず、債権者以外の者に対して立

<sup>1</sup> 地方自治法第 232 条の 5 第 1 項

<sup>2</sup> 地方公営企業法施行令第 21 条の 11 第 1 項

<sup>3</sup> 瀬戸内市病院事業会計規程第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 25 条第 1 項

替払により支出していることは法令に違反していると認められる。

**イ 予算の定めがないにもかかわらず、予定価格を定めた上で見積書を徴していたことは、法令に違反しているもの（備前長船刀剣博物館）**

地方自治法<sup>4</sup>（昭和 22 年法律第 67 号）では、市の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。また、市の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わり、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされており、この例外として、次年度以降の支出を伴う契約を締結する場合には、継続費、繰越明許費及び債務負担行為のいずれかを予算として定めておくこと（以下「予算の定め」という。）とされている。

そこで、備前長船刀剣博物館が令和 6 年 4 月 1 日に締結したエレベーター保守業務、公開鍛錬委託業務及び警備保障委託業務（研修棟）の委託契約 3 件、計 1,799,776 円について確認したところ、予算の定めがないにもかかわらず、それぞれ、令和 6 年 3 月 5 日、3 月 11 日及び 3 月 11 日付で予定価格を定め、見積書の提出を依頼する文書を発送していた。

したがって、予算の定めがないにもかかわらず、予定価格を定めた上で見積書を徴していたことは法令に違反していると認められる。

---

<sup>4</sup> 地方自治法第 208 条、第 212 条、第 213 条、第 214 条及び第 232 条の 3

**ウ 支出負担行為を行うにあたり、定められた時期に決議していないことは、法令等に違反しているもの（総務課）**

地方自治法<sup>5</sup>（昭和 22 年法律第 67 号）では、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。

瀬戸内市会計規則<sup>6</sup>（平成 16 年規則第 46 号）では、委託料に係る支出負担行為を行う時期について、契約書を作成する場合にあつては契約を締結するときに支出負担行為決議書を起票し決議しなければならないとされている。

そこで、総務課が令和 6 年 4 月 1 日に締結した封入封緘機保守業務契約 429,000 円及び郵便料金計器保守業務契約 506,000 円の委託料に係る支出負担行為について確認したところ、両契約とも契約書を作成しており、契約を締結するときに支出負担行為を起票し決議しなければならないとされているにもかかわらず、いずれの契約も、支出負担行為決議兼支出命令書により、令和 6 年 4 月 19 日付で支出負担行為を決議していた。

したがって、支出負担行為を行うにあたり、定められた時期に決議していないことは、法令等に違反していると認められる。

---

<sup>5</sup> 地方自治法第 232 条の 3

<sup>6</sup> 瀬戸内市会計規則第 41 条第 1 項

**エ 委託料の支払について、請求書を受領した日から 60 日以内に支払うとした契約を締結していることは、法令に違反しているもの（文化観光課）**

政府契約の支払遅延防止等に関する法律<sup>7</sup>（昭和 24 年法律第 256 号）によると、契約の対価の支払の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日以内の日としなければならないとされており、この法律の規定は、地方公共団体のなす契約に準用するとされている。

そこで、文化観光課が令和 6 年 4 月 1 日に締結した公衆便所及び公園清掃管理業務（牛窓海水浴場公衆トイレ、ミティリニ公園及び公衆便所、西脇公衆便所、千手オリーブ公園及び公衆便所）に係る委託契約 4 件、計 2,272,320 円を確認したところ、すべての契約書において、請求書の提出を受けたときは、受理した日から 60 日以内に指定した口座に支払うものとする条項を設けていた。

したがって、委託料の支払について、請求書を受領した日から 60 日以内に支払うとした契約を締結していることは、法令に違反していると認められる。

なお、監査委員は、当該業務に係る委託料については、請求後、すべて 30 日以内に支払われていることを確認している。

---

<sup>7</sup> 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 14 条

**オ 予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたことは法令に違反しているもの（総務課）**

地方自治法<sup>8</sup>（昭和 22 年法律第 67 号）では、市の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。また、市の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わり、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされており、この例外として、次年度以降の支出を伴う契約を締結する場合には、継続費、繰越明許費及び債務負担行為のいずれかを予算として定めておくこと（以下「予算の定め」という。）とされている。

そこで、総務課が令和 6 年 4 月 1 日に締結した瀬戸内市例規執務サポートシステムの利用に関する契約 2,172,500 円について確認したところ、予算の定めがないにもかかわらず、契約書に、契約期間満了の 3 か月前までに一方から本契約を更新しない旨の通知が相手方になされない場合は、本契約は自動的に満了日から 1 年間更新し、以降も同様とするという条項（以下「自動更新条項」という。）を設けていた。

したがって、同課が契約を行うにあたり、予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたことは、法令に違反していると認められる。

---

<sup>8</sup> 地方自治法第 208 条、第 212 条、第 213 条、第 214 条及び第 232 条の 3

**カ 資金前渡できる経費として定められていないにもかかわらず、資金前渡により支出したことは法令等に違反しているもの（国保年金医療給付課）**

地方自治法施行令<sup>9</sup>（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）では、市の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡すること（以下「資金前渡」という。）ができる経費は、外国で支払う経費のほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で市の規則で定めるものとされている。そして、瀬戸内市会計規則<sup>10</sup>（平成 16 年規則第 46 号。以下「規則」という。）では、令に規定する規則で定める経費として、報酬及び費用弁償のほか、市長が特に必要と認める経費とされている。

そこで、監査対象部署の令和 7 年度における資金前渡による支出を監査したところ、国保年金医療給付課が支出した 6 月支払分一般被保険者高額療養費 10,800 円について、令及び規則において資金前渡できる項目がなく、市長が特に認める経費であるとの決定を行わないまま資金前渡により支出していた。

したがって、資金前渡できる経費として定められていないにもかかわらず、資金前渡により支出したことは法令等に違反していると認められる。

---

<sup>9</sup> 地方自治法施行令第 161 条第 1 項

<sup>10</sup> 瀬戸内市会計規則第 57 条

## キ 委託料の随意契約にあたり、2人以上から見積書を徴しておらず、規則に違反しているもの（総務課、こども家庭課、備前長船刀剣博物館、邑久・牛窓学校給食調理場）

瀬戸内市契約規則<sup>11</sup>（平成16年規則第50号。以下「規則」という。）では、随意契約を締結しようとするときは、契約条項、設計図書、仕様書その他見積りに必要な事項を示して、2人以上から見積書を徴しなければならないとされ、また、契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される時、予定価格が工事請負契約については50万円未満、その他の契約については30万円未満の契約を締結するとき等には、随意契約を締結しようとする者から見積書を徴することにより、他の者から見積書を徴しないことができるとされている。

そこで、委託料のうち、令和6年度において監査対象部署が複数年にわたり同一の業者と締結している契約について監査したところ、随意契約にあたり、2人以上から見積書を徴しなければならないとされているにもかかわらず、1者から見積りを徴し契約を締結していたもの（以下「一者随契」という。）8件、計3,326,724円が見受けられ、そのうち5件、計2,245,540円については、他に委託が可能な業者の有無を確認しないまま、契約の性質又は目的により契約の相手方が特定されるとして一者随契としていた（表2参照）。

その事例を示すと次のとおりである。

### <事例1>

備前長船刀剣博物館は、ゴールデンウィーク期間中における備前長船刀剣博物館駐車場警備委託業務392,040円について、その予定価格が、他の者から見積書を徴しないことができる場合の金額として規則で定められた額である30万円を超えているにもかかわらず、契約相手方に実績があり、博物館駐車場の警備について、十分把握していることに加え、少額なものであり、事務簡素化を図るためとして、2人以上から見積りを徴すことなく契約を締結していた。

### <事例2>

邑久・牛窓学校給食調理場は、排水処理施設維持管理業務491,040円について、実際には市内に許可を受けた業者が他にもあったにもかかわらず、それを確認しないまま、邑久地域には許可を受けた業者が1社しかないことを理由に、契約の相手方が特定されるとして2人以上から見積りを徴すことなく契約を締結

<sup>11</sup> 瀬戸内市契約規則第27条第1項及び第2項

していた。

したがって、随意契約の締結にあたり、2人以上から見積書を徴しなければならないとされているにもかかわらず、1者のみから見積書を徴し、契約を締結していたことは、規則に違反していると認められる。

表2 2人以上から見積書を徴しなければならないとされているにもかかわらず、1者のみから見積書を徴し、契約を締結していたもの

部署名	業務名	金額 (円)	うち、他業者の有無を 確認していないもの
総務課	封入封緘機保守業務	429,000	○
	郵便料金計器保守業務	506,000	○
こども 家庭課	公立保育園等害虫駆除委託業務	313,032	
	瀬戸内市結婚支援業務	423,500	○
備前長船 刀剣博物 館	エレベーター保守業務委託	396,000	○
	ゴールデンウィーク期間中における備前長船刀剣博物館駐車場警備委託業務	392,040	
邑久・牛 窓学校給 食調理場	電気工作物保安管理業務	376,112	
	排水処理施設維持管理業務	491,040	○

## ク 資金前渡による支出に係る事務処理が適正ではなく、規則に違反しているもの（市民課、国保年金医療給付課）

地方自治法<sup>12</sup>（昭和 22 年法律第 67 号）では、政令の定めるところにより、資金前渡の方法によって支出をすることができるとされている。

瀬戸内市会計規則<sup>13</sup>（平成 16 年規則第 46 号）では、資金前渡を受ける職員（以下「資金前渡職員」という。）は、前渡資金整理簿を備え、報酬及び給与、報償金のほか、直ちに支払う経費を除き、その取扱いに係る収支を記載しなければならないとされ、その管理に係る前渡資金のうち、随時の費用に係る経費については、支払の終わった日から 5 日以内に資金前渡金精算書を作成し、証拠書類を添えて予算執行者に精算の報告をしなければならないとされている。

そこで、監査対象部署のうち、令和 7 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに資金前渡の方法により支出を行った 7 部署について監査したところ、市民課及び国保年金医療給付課は、前渡資金の取扱いに係る収支を記載することとされている前渡資金整理簿を作成していなかった。

また、国保年金医療給付課は、6 月支払分一般被保険者高額療養費 10,800 円について、資金前渡職員が令和 7 年 7 月 1 日に前渡資金を受領し、同日中に支払を終えていたにもかかわらず、支払の終わった日から 5 日以内に作成しなければならないとされる資金前渡金精算書を作成していなかった。

したがって、前渡資金の取扱いに係る収支を記載することとされている前渡資金整理簿を備えていないこと、また、支払の終わった日から 5 日以内に作成しなければならないとされる資金前渡金精算書を定められた期日までに作成していないことは、資金前渡による支出に係る事務処理が適正ではなく、規則に違反していると認められる。

---

<sup>12</sup> 地方自治法第 232 条の 5 第 2 項

<sup>13</sup> 瀬戸内市会計規則第 63 条及び第 64 条第 1 項第 2 号

**ケ 供用する備品について備品台帳が適切に整備されていないことは、規則に違反しているもの**（総務課、契約管財課、DX 戦略室、こども家庭課、建設課、備前長船刀剣博物館、裳掛診療所、総務学務課、牛窓西小学校、牛窓北小学校、牛窓中学校、牛窓東幼稚園）

瀬戸内市物品管理規則<sup>14</sup>（平成 16 年規則第 52 号。以下「規則」という。）では、物品管理者は、課長をもって充てるとされ、物品管理者は、供用する備品について、品名規格や取得金額等を記載した備品台帳を整備し、常にその照合、点検及び実態の把握をしなければならないとされている。また、物品の効用上必要があると認めるときは、物品管理換書により、他の物品管理者と協議をして、その供用する物品について当該他の物品管理者に管理換えをすることができるとされている。そして、市は、備品を物品管理システム（以下「システム」という。）に登録することにより、備品台帳を作成している。

そこで、監査対象部署が令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までに購入した備品について、備品台帳への登録状況を確認したところ、備品台帳への登録がなされていないもの 107 件、計 10,152,404 円（表 3 参照）、備品台帳への登録はなされているものの、金額に誤りがあるもの 14 件、差額計 7,961,720 円が見受けられた（表 4 参照）。

また、監査対象部署のうち、過去に機構改革等により新設や統廃合された部署の備品の登録状況について確認したところ、管理換えが適切になされていないもの 4 件、計 2,539,020 円が見受けられた（表 5 参照）。

したがって、供用する備品について備品台帳が適切に整備されていないことは、規則に違反していると認められる。

このような事態が生じたのは、システム導入時に備品の登録方法を記載したマニュアルは存在していたものの、現在はシステムを所管する部署においても当該マニュアルの存在を認識しておらず、また、システムへの備品の登録時期や登録内容について、市として統一した基準が存在せず、部署内で独自の基準により作成したマニュアルに基づき登録している部署があるなど、各部署が異なる基準で登録を行っていたことなどによるものである。

よって、市は、システムへの登録方法について、市として統一された基準を設け、入力時期や入力内容等を定めたマニュアルを作成するなど、備品台帳へ適切に登録するための体制を整備することを検討する必要があると認められる。

---

<sup>14</sup> 瀬戸内市物品管理規則第 12 条第 2 項、第 22 条第 1 項、同条第 2 項及び第 23 条第 1 項

表3 備品台帳への登録がなされていないもの

部署名	件数	金額 (円)
総務課	15	5,478,000
契約管財課	14	1,245,200
D X戦略室	2	107,800
秘書広報課	2	666,600
こども家庭課	2	305,800
建設課	45	391,457
備前長船刀剣博物館	9	575,320
牛窓西小学校	1	148,500
牛窓北小学校	3	250,030
牛窓中学校	14	983,697
計	107	10,152,404

表4 備品台帳への登録はなされているものの、金額に誤りがあるもの

部署名	件数	備品台帳上の金額 (円)	実際の金額 (円)	差額 (円)
契約管財課	3	1,887,820	483,340	1,404,480
こども家庭課	1	4,345,000	434,500	3,910,500
建設課	2	369,600	184,800	184,800
裳掛診療所	1	44,000	22,000	22,000
総務学務課	1	116,820	38,940	77,880
牛窓西小学校	3	2,744,500	635,800	2,108,700
牛窓東幼稚園	3	395,580	142,220	253,360
計	14	9,903,320	1,941,600	7,961,720

表5 管理換えが適切になされていないもの

登録されていた部署名	本来の部署名	件数	備品台帳上の金額 (円)
契約管財課	D X戦略室	3	1,887,820
こども政策課	こども家庭課	1	651,200
計		4	2,539,020

**コ 契約の給付完了時に検査し、作成しなければならないとされている検査調書を作成していないことは、規則に違反しているもの（総務課、邑久・牛窓学校給食調理場）**

瀬戸内市契約規則<sup>15</sup>（平成 16 年規則第 50 号）では、検査員は、相手方が契約の給付を完了したときは、必要な検査をしなければならないとされ、また、検査を完了したときは、検査調書その他これに準じるものを作成して、市長に報告しなければならないとされている。

そこで、監査対象部署が、複数年にわたり同一の業者と締結している契約について監査したところ、検査調書を作成していないものが 3 件、計 1,311,112 円見受けられた（表 6 参照）。

したがって、契約の給付完了時に検査し、作成しなければならないとされている検査調書を作成していないことは、規則に違反していると認められる。

表 6 検査調書を作成していないもの

部署名	業務名	金額（円）
総務課	封入封緘機保守業務	429,000
	郵便料金計器保守業務	506,000
邑久・牛窓学校給食調理場	電気工作物保安管理業務	376,112

<sup>15</sup> 瀬戸内市契約規則第 54 条第 1 項第 1 号及び第 55 条第 1 項

**サ 納入義務者からの直接収納があるにもかかわらず現金取扱簿を備えていないことは、規則に違反しているもの（出納室、建設課、邑久・牛窓学校給食調理場）**

瀬戸内市会計規則<sup>16</sup>（平成16年規則第46号）では、会計管理者又は出納員は、現金取扱簿を備え、納入義務者からの直接収納に係る現金等の受払いを記載して整理しなければならないとされている。

そこで、市民病院を除く監査対象部署のうち、納入義務者から直接収納のある7部署について現金受払簿の有無を確認したところ、出納室、建設課及び邑久・牛窓学校給食調理場は、納入義務者からの直接収納があるにもかかわらず現金取扱簿を備えておらず、このうち出納室にあっては、レジスターで記録していることを理由に、これを作成していなかった。

したがって、納入義務者からの直接収納があるにもかかわらず現金取扱簿を備えていないことは、規則に違反していると認められる。

なお、建設課は、令和7年12月に現金取扱簿を作成し是正しているが、出納室は、レジスターの記録を現金取扱簿とみなすのであれば、実務に則したものとなるよう規則の改正について検討する必要があると認められる。

---

<sup>16</sup> 瀬戸内市会計規則第33条第2項

**シ 直接収納した現金について、規則で定める期間内に払込みを行っておらず、規則に違反しているもの（2 部署）**

瀬戸内市会計規則<sup>17</sup>（平成 16 年規則第 46 号）では、会計管理者、出納員又は現金取扱員は、納入義務者から直接収納したときは、特別な事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に公金払込書に現金又は証券及び領収済通知書を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

そこで、監査対象部署の令和 7 年度における収納金の取扱いについて監査したところ、公金の収納金取扱いがある 8 部署のうち 2 部署が、直接収納後、翌日までに払込みを行っていなかった。

したがって、市は、直接収納した収納金を当日又は翌日に指定金融機関等へ払込みを行っておらず、規則に違反しており、盗難等のリスクを回避するなどの事故防止の観点からも速やかに現金を指定金融機関等に払い込む必要があると認められる。

なお、現金等の盗難防止の観点から、本監査における該当部署名は列挙していない。

---

<sup>17</sup> 瀬戸内市会計規則第 17 条第 1 項及び第 2 項

## ス 文書による起案、決裁を行わないまま見積書を徴していたことは、規程に違反しているもの（総務課）

瀬戸内市文書取扱規程<sup>18</sup>（令和4年訓令第15号）によると、全て事案の処理は、文書によるものとするとしている。

瀬戸内市事務決裁規程<sup>19</sup>（平成16年訓令第6号）によると、決裁を要する文書は、主管係長の決定及び文書取扱主任の文書審査を受けた後、順次直属上司の決定を得て市長又は専決者の決裁を受けなければならないとされている。

瀬戸内市契約規則<sup>20</sup>（平成16年規則第50号）では、随意契約を締結しようとするときは、契約条項、設計図書、仕様書その他見積りに必要な事項を示して、見積書を徴しなければならないとされている。

そこで、令和6年度の委託料に係る契約のうち、監査対象部署が複数年度にわたり同一の業者と締結している契約について監査したところ、総務課は、3件、計3,107,500円の随意契約及び1件、月額211,750円の単価による随意契約（長期継続契約12,705,000円）について、文書による起案、決裁を行うことなく契約締結のための見積書を徴していた（表7参照）。

したがって、文書による起案、決裁を行わないまま見積書を徴していたことは規程に違反していると認められる。

表7 文書による起案、決裁を行わないまま見積書を徴していたもの

業務名	金額（円）
例規執務サポートシステムの利用許諾及び業務委託	2,172,500
封入封緘機保守業務	429,000
郵便料金計器保守業務	506,000
庶務事務システムV4利用料	月額211,750 (長期継続契約12,705,000)

<sup>18</sup> 瀬戸内市文書取扱規程第15条第1項

<sup>19</sup> 瀬戸内市事務決裁規程第4条第1項

<sup>20</sup> 瀬戸内市契約規則第27条第1項

**セ 文書自体の存在が確認できず、文書により処理がなされたか否かも不明瞭な状態となっていることは、規程に違反しているもの（こども家庭課）**

瀬戸内市文書取扱規程<sup>21</sup>（令和4年訓令第15号）では、文書は、明確な責任の下に正確かつ迅速に取り扱わなければならないとされ、文書に関する事務処理は、文書管理システムによって行うことを原則とするとされ、全て事案の処理は、文書によるものとするとして、文書の起案は、文書管理システム又は起案用紙を用いなければならないとされている。また、文書は、常に整理し、処理の完結した文書は、速やかに編冊保管の処理をとり、区分整理しなければならないとされている。

そこで、こども家庭課が令和6年4月1日に締結した公立保育園等害虫駆除委託業務に関する契約313,032円について、見積書を徴取するための起案書の提出を求めたところ、文書管理システム内にも、また起案用紙としても起案書の存在を確認することができず、さらに、起案を行っていたか否かも不明であるとの回答があった。

したがって、全ての事案の処理は、文書管理システム又は起案用紙を用いた文書によるものとされ、また、文書は常に整理し、処理の完結した文書は速やかに編冊保管の処理を取り、整理区分しなければならないとされているにもかかわらず、文書自体の存在が確認できず、文書により処理がなされたか否かも不明瞭な状態となっていることは、規程に違反していると認められる。

---

<sup>21</sup> 瀬戸内市文書取扱規程第3条、第15条第1項、同条第2項、第31条及び第32条第1項第2号

## (2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

### ア 口座振替にあたり、債権者のための支出となっているか否かを十分に確認していないことは適切ではなく、是正する必要があるもの（出納室）

地方自治法<sup>22</sup>（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）では、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、市の会計事務をつかさどるとされ、市の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができないとされ、その支出は、政令の定めるところにより、口座振替その他の方法によってこれを行うことができるとされている。

地方自治法施行令<sup>23</sup>（昭和 22 年政令第 16 号）では、法の規定により金融機関を指定している市において、指定金融機関、指定代理金融機関その他市長が定める金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に預金口座を設けている債権者から申し出があったときは、会計管理者は、口座振替の方法により支出を行うことができるとされている。

瀬戸内市会計規則<sup>24</sup>（平成 16 年規則第 46 号）では、会計管理者は、指定金融機関等に預金口座を設けている債権者から当該預金口座への口座振替の方法により支払を受けたい旨の申し出があったときは、債権者登録申出書（以下「申出書」という。）により、又は請求書の余白にその旨を記載してこれを受けるものとするとして、債権者が代理人に請求権又は領収権を委任したときは、債権者からの請求書には、委任状を添えさせなければならないとされている。

そこで、口座振替の方法により支払いを行う際、債権者のための支払いとなっているかを確認するため、出納室が、令和 7 年 9 月 30 日現在で申出書等に基づき財務会計システム上に登録（以下「債権者登録」という。）していた債権者 4911 件について確認したところ、登録された債権者名と口座名義が一致していないものが複数見受けられた。

このため、債権者からの請求時、債権者名と口座名義が相違している場合、請求書に委任状の添付があることの確認を行っているかを確認したところ、出納室は、債権者本人から請求書の提出があれば請求権又は領収権を委任したとは言えないため委任状の添付は不要であるとして委任状の添付を求めておらず、また、当該口座は債権者が作成した口座であるか否かの確認も行っていなかった。

このように、会計管理者及び出納室は、口座振替にあたり、市の支出は債権者のた

<sup>22</sup> 地方自治法第 170 条第 1 項、第 232 条の 5

<sup>23</sup> 地方自治法施行令第 165 条の 2

<sup>24</sup> 瀬戸内市会計規則第 46 条第 5 項及び第 53 条第 3 項

めでなければこれを行うことができないとされているにもかかわらず、債権者登録にあたり、申出書に記載された債権者名と振込先の口座名義が異なる場合も、振込にあたり委任状の添付を求めておらず、その口座が債権者のものであるか否かの確認もしていないなど、債権者のための支出となっているか否かの確認が十分になされていなかった。

したがって、口座振替にあたり、債権者のための支出となっているか否かを十分に確認していないことは適切ではなく、是正する必要があると認められる。

**イ 委託事業であるとしながらも、実際には市が事業を実施していることは、適正を欠く事項では是正する必要があるもの（秘書広報課）**

市の会計事務の手引き（令和6年10月改訂版）では、歳出科目の解説の中で、委託料について、地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることのほうが効率的なものに要する経費とされている。

そこで、令和6年度国際交流・国際貢献事業に係る委託料3,959,994円について監査したところ、秘書広報課は、受託団体が委託料で事務局員1名を雇用しているとしながらも、当該団体の事務局の長は秘書広報課長、事務局員は秘書広報課及びダイバーシティ推進室等の市職員であるとし、当該団体の出納責任者及び通帳管理者は同課長が、通帳の会計担当者は同課員が兼務し、さらに、受託団体の職員の休職にあたり、同課員が業務を行うなど、実際は委託した事業を市職員が行っていた。

したがって、他の者に委託して実施させることのほうが効率的であることから委託しているとした事業について、実際には市が事業を実施していることは、適正を欠く事項では是正する必要があると認められる。

**ウ 契約締結起案の決裁日より前の日付で契約を締結したことは適正ではなく、是正する必要があるもの（備前長船刀剣博物館）**

地方自治法<sup>25</sup>（昭和 22 年法律第 67 号）では、市の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされ、また、市が契約につき契約書を作成する場合には、当該市長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとするとしている。

瀬戸内市事務決裁規程<sup>26</sup>（平成 16 年訓令第 6 号）では、建設工事関連委託料以外の委託料のうち、30 万円以上 100 万円未満の支出負担行為及び支出命令の決裁は、部長の専決事項とされ、瀬戸内市公印規程<sup>27</sup>（平成 16 年訓令第 8 号）によると、公印を使用するものは、押印する文書に決裁済みの原議書を添えて公印保管者が定めた公印取扱者に示し、その審査を受けなければならないとされている。

そこで、備前長船刀剣博物館の令和 6 年度エレベーター保守委託業務 396,000 円の契約について監査したところ、令和 6 年 4 月 2 日付で契約締結に係る起案（以下「契約締結起案」という。）を行い、専決者である部長による決裁を同月 9 日（以下「決裁日」という。）に受けており、決裁日以降でなければ契約を確定させることができない状態であったにもかかわらず、これより前の同年 4 月 1 日付で契約を締結していた。

したがって、契約締結起案の決裁日より前の日付で契約を締結したことは適正ではなく、是正する必要があると認められる。

---

<sup>25</sup> 地方自治法第 232 条の 3 及び第 234 条第 5 項

<sup>26</sup> 瀬戸内市事務決裁規程第 5 条

<sup>27</sup> 瀬戸内市公印規程第 10 条第 1 項

**エ 補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、上限とされる条例に準じた額を旅費として交付していることは適正ではなく、是正する必要があるもの（文化観光課）**

瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金交付要綱<sup>28</sup>（平成 28 年告示第 43 号）では、補助対象経費のうち活動旅費等移動に要する経費の例として、旅費、自家用車を公用利用した場合の燃料代又は活動専用車両の燃料代等が挙げられ、そのうち旅費については、瀬戸内市職員等の旅費に関する条例（平成 16 年条例第 47 号。以下「条例」という。）に準じた額を上限とするとされている。

そこで、文化観光課が令和 6 年度に交付した瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金 1,550,000 円について監査したところ、補助事業者である地域おこし協力隊員から提出された補助金等実績報告書の添付資料に旅費の領収書が添付されておらず、地域おこし協力隊員が実際に支出した活動旅費等移動に要する経費が不明であるにもかかわらず、旅費の上限とされる条例に準じた額が支払われていた。

したがって、補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、旅費の上限とされる条例に準じた額を旅費として交付していることは適正ではなく、是正する必要があると認められる。

---

<sup>28</sup> 瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金交付要綱第 3 条

**オ 誤った歳出科目から支出していることは適正ではなく、是正する必要があるもの**  
(総務課、建設課、邑久・牛窓学校給食調理場)

市の支出事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及び瀬戸内市予算規則（平成16年規則第45号。以下「予算規則」という。）等に基づいて行うこととなっている。

法<sup>29</sup>では、歳出予算は、その目的に従って款項に区分しなければならないとされ、令<sup>30</sup>では、歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならないとされ、地方自治法施行規則<sup>31</sup>（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）では、歳出予算の区分として、款、項、目及び節を定めなければならないとされている。また、予算規則<sup>32</sup>では、歳出予算の節の区分は、施行規則別記に規定する歳出予算に係る節の区分のとおりとするとされ、市の会計事務の手引き（令和6年10月改訂版）において、詳細な歳出科目の解説がなされている。

そこで、監査対象部署に係る備品の状況及び委託料の監査を行ったところ、歳出科目に誤りがある事例が3件、計1,347,985円見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

建設課は、令和5年度に備品台帳に登録していたiPad5台、iPad mini1台及び周辺備品について、令和5年度瀬戸内市道路台帳補正業務9,295,000円（うち当該備品に係る機器購入費481,900円）の中で、これらの備品購入を含めた変更契約を締結し、委託業者から備品を納品させ、備品購入費ではなく、委託料から支出していた。

<事例2>

総務課は、業務履行期間を令和6年2月1日から令和12年1月31日までとする庶務事務システムV4利用料契約12,705,000円のうち令和6年度執行額423,500円について、システムの利用料であるにもかかわらず、使用料及び賃借料ではなく、委託料から支出していた。

---

<sup>29</sup> 地方自治法第216条

<sup>30</sup> 地方自治法施行令第147条第1項

<sup>31</sup> 地方自治法施行規則第15条

<sup>32</sup> 瀬戸内市予算規則第5条第2項

<事例3>

邑久・牛窓学校給食調理場は、令和6年度に購入した事務所、玄関、会議室及び和室で使用するカーテン442,585円について、消耗品扱いとしながらも、需用費ではなく備品購入費から支出していた。

これらのように、誤った歳出科目から支出していることは適正ではなく、是正する必要があると認められる。

**カ 日付のない見積書を用いて契約を締結することは、見積りの有効性が不明瞭であることから適正ではなく、是正する必要があるもの（牛窓東幼稚園）**

瀬戸内市契約規則<sup>33</sup>（平成 16 年規則第 50 号）では、随意契約を締結しようとするときは、予定価格が 10 万円未満の契約を締結するときなどの場合を除き、見積書を徴しなければならないとされている。

瀬戸内市文書取扱規程<sup>34</sup>（令和 4 年訓令第 15 号）では、課等における文書事務を補佐するため、文書担当者を置くとされ、配布を受けた文書、関係人が直接課等に提出した文書等は、文書担当者において文書の余白に受付印を押すことにより処理しなければならないとされている。

そこで、牛窓東幼稚園が令和 6 年 4 月 1 日に締結した警備保障業務委託 158,400 円の契約について確認したところ、同園は、同年 3 月 22 日付で見積書の提出を依頼しているものの、相手方から提出された見積書に日付が記載されておらず、また、受付印も押印されていないことから、実際に相手方から提出された日付が不明瞭な見積書をもって契約を締結していた。

したがって、日付のない見積書を用いて契約を締結することは、見積りの有効性が不明瞭であることから適正ではなく、是正する必要があると認められる。

---

<sup>33</sup> 瀬戸内市契約規則第 27 条

<sup>34</sup> 瀬戸内市文書管理規程第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項第 2 号

## 4 指導事項

### (1) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

#### ア 購入した備品を7か月にわたり供用を開始していなかったことは適切ではなく、業務における物品の必要性や購入時期について、効率性、経済性の観点から検討する必要があるもの（秘書広報課）

地方財政法<sup>35</sup>（昭和23年法律第109号）によると、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならないとされ、また、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

瀬戸内市物品管理規則<sup>36</sup>（平成16年規則第52号）では、課に物品管理者を置き、物品管理者は課長をもって充てるとされ、物品管理者は、供用する備品について備品台帳を整備しなければならないとされている。

そこで、監査対象部署が令和5年度以降に購入した備品について、備品台帳への登録状況を確認したところ、秘書広報課は、令和6年度に購入した瀬戸内市広報紙編集用パソコン2台、計666,600円について、令和7年3月13日に検収がなされていたものの、システム設定を行う部署が繁忙であったことや、業務都合により移行が困難な時期があることなどの理由から、供用開始しないまま失念するなどした結果、翌年度となる同年5月15日に通電した後、10月1日に備品台帳に登録し、同月15日から供用を開始していた。

したがって、経費の支出にあたっては、目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて支出してはならず、財産は所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならないとされているにもかかわらず、購入した備品を7か月にわたり供用を開始していなかったことは適切ではなく、業務における物品の必要性や購入時期について、効率性、経済性の観点から検討する必要があると認められる。

<sup>35</sup> 地方財政法第4条及び第8条

<sup>36</sup> 瀬戸内市物品管理規則第12条第1項、同条第2項及び第22条第1項

## イ 施設内の未使用となっている設備に係る光熱水費について、経済性、有効性の観点から検討する必要があるもの（総務学務課、牛窓中学校）

地方財政法<sup>37</sup>（昭和 23 年法律第 109 号）によると、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならないとされている。

学校教育法<sup>38</sup>（昭和 22 年法律第 26 号）では、国、地方公共団体及び私立学校法第 3 条に規定する学校法人のみが、これを設置することができるとされ、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担するとされている。そして、瀬戸内市立の各中学校は、瀬戸内市立小学校、中学校及び幼稚園に関する条例<sup>39</sup>（平成 16 年条例第 69 号）に基づき市が設置している。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律<sup>40</sup>（昭和 31 年法律第 162 号）では、教育委員会は、市が処理する教育に関する事務のうち、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産を管理し、及び執行するとされ、瀬戸内市教育委員会行政組織規則<sup>41</sup>（平成 16 年教育委員会規則第 6 号）では、教育財産の取得、管理及び処分に関することは、総務学務課の分掌であるとされている。

瀬戸内市地域防災計画（以下「防災計画」という。）では、指定緊急避難場所とは、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「施行令」という。）で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、被災者等が一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市長が指定したものとされ、指定避難所とは、施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したものとされている。

そこで、監査対象部署における令和 6 年度のガス使用量について監査したところ、牛窓中学校では、体育館に設置したシャワー用のガスについて、1 年間全く使用されていないにもかかわらず、災害時における避難場所となった際にシャワーを使用する可能性があることを理由に、ガスを使用停止とすることについて検討していなかった。

しかし、牛窓中学校は、防災計画において指定緊急避難場所及び指定避難所として指定されているものの、指定緊急避難場所となるのは土砂災害の場合に限られ、高潮、

---

<sup>37</sup> 地方財政法第 4 条

<sup>38</sup> 学校教育法第 2 条及び第 5 条

<sup>39</sup> 瀬戸内市立小学校、中学校及び幼稚園に関する条例第 1 条

<sup>40</sup> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 項第 2 号

<sup>41</sup> 瀬戸内市教育委員会行政組織規則第 6 条

地震・津波災害にあつては指定緊急避難場所として使用不可とされている。また、被災者等が避難生活のため一定期間滞在する指定避難所として使用されることとなった場合、ガス供給に係る器具が設置されてあれば、改めてガス供給の再開を依頼することで、シャワーを使用することも可能である。

したがって、牛窓中学校及び財産の管理を所掌する総務学務課においては、学校施設内の未使用となっている設備に係る光熱水費について、経済性、有効性の観点から、施設を使用する他部署とも調整の上、ガスの使用方法について検討する必要があると認められる。

**ウ 補助金等の交付にあたり、有効性の観点から、概算払いを行う必要性及びその期間分の支出を行う必要性を明確にした上で支出することについて検討する必要があるもの（文化観光課）**

瀬戸内市補助金等交付規則<sup>42</sup>（平成 16 年規則第 44 号）では、補助金等は、補助事業等実績報告書等の書類を審査し、交付すべき補助金等の額を確定し、確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとするとしている。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができるとしている。

瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金交付要綱<sup>43</sup>（平成 28 年告示第 43 号。以下「交付要綱」という。）では、補助事業者は、交付の決定を受けた補助金額の範囲内で、補助金額の概算払いを請求できるものとするとしている。

そこで、文化観光課が令和 6 年度に支出した瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金 2 件、計 2,879,000 円について確認したところ、1 件は、自動車リース代、モバイルルーター代、ホームページ管理代及び家賃各 6 か月分をそれぞれ 5 月及び 9 月に瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金交付請求書により概算払の方法（以下「概算払請求」という。）で支出し、もう 1 件は、家賃 10 か月分を 5 月に、また、モバイルルーター代及びホームページ管理代 6 か月分を 9 月に概算払請求により支出していた。そして、そのいずれも、概算払請求による支出の決定にあたり、補助金等の交付の目的を達するために 6 か月又は 10 か月という長期間にわたる事業費を事業の完了前に交付することが必要であるとする理由等を明確にしないまま、交付要綱にある、交付の決定を受けた補助金額の範囲内で補助金額の概算払いを請求できるとされたことのみを根拠に、概算払いの支出を決定し、補助金を支出していた。

したがって、補助事業がやむを得ない事情により中断した場合、返戻等が生じる可能性があることから、補助金等を概算払いするにあたり、有効性の観点から、概算払いを行う必要性及びその期間分の支出を行う必要性を明確にした上で支出することについて検討する必要があると認められる。

---

<sup>42</sup> 瀬戸内市補助金等交付規則第 18 条及び第 20 条第 1 項

<sup>43</sup> 瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項

**(2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの**

**ア 非常時に優先すべき業務の実施が可能となるよう、業務マニュアルの整備、防災対策等について検討していく必要があるもの**（議会事務局、出納室、総務課、契約管財課、財政課、DX戦略室、秘書広報課、市民課、国保年金医療給付課、トータルサポートセンター、こども家庭課、建設課、文化観光課、備前長船刀剣博物館、市民病院、裳掛診療所、総務学務課、牛窓北小学校、邑久・牛窓学校給食調理場）

瀬戸内市業務継続計画（平成29年策定。以下「計画」という。）では、大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務として非常時優先業務を選定し、業務に応じて発災直後から1か月以内を業務開始目標時間として定めている。そして、各部署において、少人数の体制でも非常時優先業務の実施が可能となるよう業務マニュアルの作成を検討し、大規模災害に備えておく必要があるとされている。

そこで、監査対象部署のうち、計画の中で非常時優先業務の所管課となっている15部署（業務マニュアル作成時点での部署数12部署）について、業務マニュアルの作成状況について確認したところ、10部署において、業務マニュアルの作成を十分に検討しておらず、作成もされていなかった（表8参照）。

また、計画に記載はないが、勤務時間中に巨大地震が発生した場合、職員が罹災し負傷することなく業務を継続することが肝要であることから、監査対象部署における執務室内のオフィス家具等の固定の状況について確認したところ、オフィス家具等が固定されていない部署が15部署見受けられた（表9参照）。

したがって、瀬戸内市業務継続計画において作成することとされている業務マニュアルの整備について検討するとともに、職員の罹災を防止するため、オフィス家具の固定や家具上の重量物の固定、飛散防止などの防災対策等を検討していく必要があると認められる。

表 8 業務マニュアルが作成されていない部署

部署名	非常時優先業務数
議会事務局	23
総務課	17
秘書広報課	11
市民課	65
国保年金医療給付課	
トータルサポートセンター	18
こども家庭課	14
市民病院	21
裳掛診療所	
総務学務課	30
計	199

表 9 オフィス家具が固定されていない部署

部署名		
出納室	秘書広報課	備前長船刀剣博物館
総務課	市民課	市民病院
契約管財課	国保年金医療給付課	裳掛診療所
財政課	建設課	牛窓北小学校
D X戦略室	文化観光課	邑久・牛窓学校給食調理場

**イ 未使用となっている郵券の有効な使用方法について、検討する必要があるもの（トータルサポートセンター、こども家庭課、建設課）**

監査対象部署における令和7年10月1日現在での郵券の所有状況について確認したところ、23部署中18部署が郵券を所有していた。

このうち、トータルサポートセンター、こども家庭課及び建設課について、業務場所移転に伴い郵便物の発送方法が変わり郵券の使用機会が減少したにもかかわらず、従前から保有していた郵券をそのまま所有していたり、郵便料金の価格改定に伴い差額分の切手を購入したものの、使用していないなどの理由から、使用頻度の低い未使用の郵券を大量に保有していたりするなどの事例が見受けられた。

したがって、郵券については金券であり、現金同様に管理を行う必要があることから、管理コストを削減する観点からも、未使用となっている郵券の有効な使用方法について、検討する必要があると認められる。

# 定期監査及び行政監査結果報告書添付意見

## 第1 意見に至る経緯

監査委員は、組織目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）の内容及び程度を勘案するなどした上で、監査対象を抽出して監査している。

令和7年度は定期監査及び行政監査を実施することとし、令和7年9月5日に重点監査事項を決定し、この重点監査事項に係る事務等が、有効性、効率性、経済性及び合規性等の観点から適切か、事務処理上改善する必要があるか、最少の経費で最大の効果を挙げているかなどに着眼して監査を実施したところ、次のような状況が見受けられた。

契約に係る事務については、予算の定めがないにもかかわらず、見積書を徴していたもの、文書による起案、決裁を行わないまま見積書を徴していたもの、定められた時期に支出負担行為決議を行っていなかったもの、請求書受領日から60日以内に支払う旨の契約を締結していたもの、契約書に自動更新条項を設けていたもの、2人以上の者から見積書を徴する必要があるにもかかわらず、1者からのみ見積書を徴していたもの、検査調書を作成していなかったもの、文書管理がなされておらず、起案書そのものの存在が不明瞭となっているもの、委託事業であるとしながらも、実際には市が事業を実施していたもの、契約締結起案決裁前の日付で契約を締結していたもの、日付のない見積書を用いて契約を締結していたものなどが見受けられた。

現金の取扱いについては、法令等に定めのない立替払により支出しているもの、資金前渡できる経費として定められていないにもかかわらず、資金前渡により支出したもの、前渡資金整理簿を作成していないもの、定められた期間内に資金前渡金精算書を作成していないもの、現金取扱簿を備えていないもの、直接収納した現金について規則で定められた期間内に払込みを行っていないものが見受けられた。

備品の取扱いについては、委託料で備品を購入しているもの、備品購入後、7か月にわたり供用を開始していなかったもの、供用する備品について備品台帳が適切に整備されていないものが見受けられた。

補助金の交付については、実際に支出した旅費が不明なまま、補助上限とされる条例に準じた額を旅費として交付しているもの、有効性の観点から、概算払を行う必要性及びその期間分の支出を行う必要性を明確にした上で、支出することについて検討する必要があるものが見受けられた。

施設内の未使用となっている設備の光熱水費について、使用状況を確認し、使用の停止等を検討する必要があるものが見受けられた。

災害に対する対策状況については、業務マニュアルの整備、防災対策等について検討する必要があるものが見受けられた。

そのほか、口座振替にあたり、債権者のための支出となっているか否かを十分に確認していないもの、歳出科目に誤りがあるもの、未使用となっている郵券の有効な使用方法について、検討する必要があるものが見受けられた。

## 第2 監査委員の意見

監査委員は、監査等の結果の公表にあたり、適正で効率的な事務の執行に資するべく、市の財務事務や事務執行について、指摘事項等を通じて是正や改善を求めている。本年度の監査においては、特に契約に関する法令等の認識と理解、確認の不足、さらに、文書管理といった事務の基本的な事項についても問題が見受けられた。

市は、監査等の結果を横断的にとらえ、潜在的なリスクに対応する必要がある。そのために、市は、監査委員に指摘される前に、自ら組織全体のリスクを把握する体制を整備するとともに、事務執行に際しては関係法令等を十分に確認し、規則や運用等について、効率的かつ公正性や透明性を確保できるものとなるよう実務にあわせて改善した上で、市全体に周知し、体制の浸透を図るなど、適正に事務を執行する必要がある。また、策定から年数が経過した計画を順次検証、更新するなど、適正かつ効率的に業務が執行できる体制整備に努める必要がある。

については、監査等の結果に基づいて、次の点に留意し改善することを望むものである。

- (1) 現金払による支出にあたり、法令に定めのない立替払により支出していたことについて、瀬戸内市病院事業会計規程では、資金前渡や概算払といった文言の記載はあるものの、それらが支払の方法として規定されていないなど、内容に整合性を欠く部分や、地方公営企業法施行令に規定された文言が使用されていない個所などが見受けられることから、法令等に準拠した適正な支出が可能となるよう、当該規程の見直しを含めて検討する必要がある。
- (2) 委託事業について、従前から同一の業者と契約を締結していることや、事務簡素化を図ること、時間的な制約があることなどを理由に、法令等に定められた必要な手続きを省略したり、不適切な時期に契約を締結したりしている事例が見受けられた。これは、同一業者との恒常的な契約による手続上の怠慢、内容確認が不十分なままの前例踏襲による事務処理、効率のみを重視することによる必要な手続きの省略等、職員のコンプライアンス意識が希薄となり、法令等を遵守し職務を誠実に遂行することよりも、遂行することそのものに重点が置かれていること、また、決裁者を含め、組織におけるチェック機能が低下していることが一因であると考えられる。法令等は、業務にあたって遵守すべきものであり、それに則った手続きや意思決定を行うことで、職員を守ることにもつながる。したがって、委託事業のみならず、全ての事業の実施にあたり、法令等を十分に確認した上で、必要とされる手続きを省略することなく業務を遂行する必要がある。
- (3) 委託料として支出しながらも、実際は市職員が業務を行っていたものについて、委託した事業のみならず、契約に係る事務や委託先の通帳等の管理などにおいても職員に負担が生じることから、市は、自ら実施する事業であれば直接予算化し、執行するなど、実情に

即した形となるよう、事業の実施形態について検討する必要がある。

- (4) 委託事業において、成果物であるデータの納入に際し、契約変更によりタブレット端末の購入を指示し、当該端末に成果物のデータを保存して納入させ、委託料で支出していた事例が見受けられたが、納入後も備品として市が使用することができる場合は、備品購入費として支出する必要がある。このことは、備品台帳に登録された物品数と、備品購入費で購入した物品数に差異が生じていたことから判明したものであるが、委託料の検査調書等に成果物の内容が記載されないことから、会計管理者による支出時の審査において備品が購入されたと認識できず、費目に誤りが生じていても確認ができないものである。また、備品登録が行われなかった場合は、当該備品の存在自体が備品の納入を受けた部署以外には認識されないものとなり、紛失、盗難等が発生しても、そのこと自体が判明しないといったリスクが生じることとなる。したがって、市は、内部統制の観点からも、このような方法による備品の購入について、何らかの対策を講じる必要がある。
- (5) 口座振替にあたり、債権者と異なる名義の口座を登録しながら、登録や支出に際し、債権者の口座であるか否かの確認や、委任状の添付を確認していないことについて、これらの確認を行わないまま第三者名義の口座へ支出することは、法令等に違反するだけでなく、意図せず架空取引やマネーロンダリング等に関与する結果となる危険性もあることから、登録方法や運用の見直しを含め、対応について検討する必要がある。また、債権者登録を行うにあたり、債権者の人格区分について、登記簿等による確認をしないまま、申出書の氏名欄の法人格記載の有無により担当者判断で決定していることで、適正に区分されておらず、会社等を所有している個人について、債権者として個人を登録しているにもかかわらず、登録された口座が当該個人に関連する法人の名義であるなど、本来人格の異なるものを混同し登録しているケースも見受けられたことから、適正な処理と登録の方法について検討する必要がある。
- (6) 備品の管理については、長年にわたり決算審査等の機会においても述べてきたことであるが、市全体で統一した備品登録に関するマニュアルが整備されておらず、各部署が任意で入力している状態となっていることから、作成された備品台帳の登録内容について整合性がとれていないものとなっている恐れがある。このため、備品の登録に当たり、全庁で共通して使用するためのマニュアルの作成や、物品管理システムの運用方法について、統一的な基準を設け、各種の規則に則り適正に管理していく必要がある。
- (7) 地域おこし協力隊員に対する補助金について、補助金の対象額を確認するための領収書等を用いることなく、日当を含む上限額で旅費を支出しているが、上限額での支出を行うのであれば、要綱等の改正を行った上で補助金を支給する等、その運用について検討する必要がある。また、補助金の概算払は特例的な支出方法であることから、それが必要であ

る理由を明確にした上で支出する必要がある。

- (8) 長期間未使用となっているガス代の基本料金を支出していることについて、対象の施設が災害時における避難所として指定されている場合であっても、避難した市民が長期間にわたり避難所として活用する可能性や、実際に使用する場合に再度接続することによる対応可否を含めて、真に必要な支出であるか否かを、施設を使用する関係部署とともに検討する必要がある。
- (9) 公金の管理について、盗難防止の観点から、現金を取扱部署内に長期間留め置かないよう従前から意見を述べており、大半の部署が適切に対応されているが、本庁舎内であっても繁忙等を理由に収納した現金を長期間保管する部署が見受けられ、また、出納室の現金収納方法に関する指示が、部署により異なる事態も見受けられた。このため、盗難等のリスク回避を確実なものとするための体制づくりについて、出納部門を含めて協議の上、取り組む必要がある。
- (10) 災害対策について、大規模災害発生時に速やかに市の業務が再開出来るよう、職場の安全対策や各部署における業務マニュアルの整備はもちろんであるが、非常時優先業務を定めた「瀬戸内市業務継続計画」の策定から既に10年近くが経過しており、現存する部署と計画の内容に差異が生じていることから、計画の見直しを行い、現状に即したものとしていくことを検討する必要がある。